

令和元年 9 月 1 0 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第21号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について	1
報告第22号	専決処分事項の報告について	3
議案第66号	廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例	5
議案第67号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9
議案第68号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第69号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	27
議案第70号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	31
議案第71号	廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第72号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第73号	廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	43
議案第74号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例及び廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例	47
議案第75号	廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例	51
議案第76号	廿日市市上水道事業給水条例の一部を改正する条例	55
議案第77号	廿日市市休日・夜間急患診療所条例を廃止する	59

条例

議案第 8 1 号	工事請負契約の締結について	6 3
議案第 8 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 5
議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について	6 7
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	6 9

報告第 2 1 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に
より、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書
を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

報告第 2 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事委託契約の変更について

平成 3 0 年議案第 7 0 号により議決を得た山陽本線宮島口・前空間 3 2 8 k 5 3 5 m 付近下水道管新設工事の委託契約の委託金額を次のように変更する。

「3 委託金額 1 7 9 , 4 9 1 , 0 0 0 円」を「3 委託金額 1 7 1 , 9 2 9 , 6 7 2 円」に改める。

2 専決処分年月日 令和元年 6 月 2 7 日

(参考事項)

平成30年議案第70号により議決を得た山陽本線宮島口・前空間32
8k535m付近下水道管新設工事の委託契約については、軌道敷におけ
る計測管理及び軌道整備の保安費用が減少したことなどにより、委託金額
を変更する必要があるため、専決処分したものである。

議案第 6 6 号

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区内における建築基準
法の制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条の3の規定に基づき、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年条例第32号。以下「保存条例」という。）において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により宮島都市計画伝統的建造物群保存地区として決定された廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の区域内における法の規定による制限の緩和について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物 保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物をいう。
- (2) 修景基準 保存条例第3条第2項第3号に規定する保存整備計画において定められた伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の保存のための基準をいう。

(居室の採光に係る制限の緩和)

第3条 伝統的建造物のうち、居室に照明設備を設置するものについては、法第28条第1項の規定は、適用しない。

2 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物のうち、次の各号のいずれにも該当するものについては、法第28条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 修景基準に適合するもの
- (2) 居室に照明設備を設置するもの

(道路内の建築制限の緩和)

第4条 伝統的建造物については、法第44条第1項の規定は、適用しない。

2 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物のうち、修景基準に適合するものについては、法第44条第1項の規定は、適用しない。

(建築物の各部分の高さに係る制限の緩和)

第5条 伝統的建造物については、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。

2 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物のうち、修景基準に適合するものについては、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区の区域内における建築基準法の規定による制限の緩和に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 7 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第23条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第24条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「（法第16条第1号に該当するに至つて失職した場合を除く。）」を削る。

(廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第２号中「第３４条の２０第１項第４号」を「第３４条の２０第１項第３号」に改める。

（廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第５条 廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号を削り、同条第２号を同条第１号とし、同条第３号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号を同条第３号とする。

第６条第２項第１号中「前条第３号」を「前条第２号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年１２月１４日から施行する。ただし、第４条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）第４４条の規定による改正前の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第２３条第１項及び第３項、第２３条の２第２号（同条例第２４条第５項及び第２８条第７項において準用する場合を含む。）、第２４条第１項及び第２項第１号並びに第２８条第６項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法及び児童福祉法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 8 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第５号中

「	「
ア 戸建て 住宅又は 共同住宅 等若しく は複合建 築物（住 宅部分 （建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 １１条第 １項に規 定する住 宅部分を いう。以 下同じ。） 及び非住 宅部分を 有する建 築物をい	ア 戸建て 住宅又は 共同住宅 等若しく は複合建 築物（住 宅部分 （建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 １１条第 １項に規 定する住 宅部分を いう。以 下同じ。） 及び非住 宅部分を 有する建 築物をい

う。以下 同じ。) の住戸に ついて認 定を受け ようとし る場合の 手数料の 額は、住 戸に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め る額	う。以下 同じ。) の住戸に ついて認 定を受け ようとし る場合の 手数料の 額は、住 戸に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め る額
イ 共同住 宅等の全 体につい て認定を 受けよう とする場 合の手数 料の額は、 共同住宅 等に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め	イ 共同住 宅等の全 体につい て認定を 受けよう とする場 合の手数 料の額は、 共同住宅 等に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め

る額	る額
ウ 住宅部 分を有し ない建築 物の全体 又は複合 建築物の 非住宅部 分につい て認定を 受けよう とする場 合の手数 料の額は、 非住宅部 分に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め る額	ウ 住宅部 分を有し ない建築 物の全体 又は複合 建築物の 非住宅部 分につい て認定を 受けよう とする場 合の手数 料の額は、 非住宅部 分に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め る額
エ 複合建 築物の住 戸及び非 住宅部分 について 認定を受 けようと する場合	エ 複合建 築物の住 戸及び非 住宅部分 について 認定を受 けようと する場合

の手数料 の額は、 住戸に係 る審査の 欄に掲げ る区分に 応じて定 める額に 非住宅部 分に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め る額を加 えた額 オ 複合建 築物の全 体につい て認定を 受けよう とする場 合の手数 料の額は、 共同住宅 等に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応	の手数料 の額は、 住戸に係 る審査の 欄に掲げ る区分に 応じて定 める額に 非住宅部 分に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応 じて定め る額を加 えた額 オ 複合建 築物の全 体につい て認定を 受けよう とする場 合の手数 料の額は、 共同住宅 等に係る 審査の欄 に掲げる 区分に応
--	--

じて定め る額に非 住宅部分 に係る審 査の欄に 掲げる区 分に応じ て定める 額を加え た額 カ 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 30条第 2項の規 定により 審査を申 し出る場 合の手数 料の額は、 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 の認定に 係る手数	を	じて定め る額に非 住宅部分 に係る審 査の欄に 掲げる区 分に応じ て定める 額を加え た額 カ 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 29条第 3項各号 に掲げる 事項を記 載しよう とする建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画 (以下 「複数建 築物エネ	に、
--	---	---	----

料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額	ルギー消費性能向上計画」という。)について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物（認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合は、変更
--	--

を加えた 額	の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築
-------------------	---

		物) 1 棟 ごとにア からオま でに定め る額を合 算した額 キ 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 30 条第 2 項の規 定により 審査を申 し出る場 合の手数 料の額は、 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 の認定に 係る手数 料の額に、 建築物に 関する確 認又は計
--	--	--

	画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額
--	--

「

ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。

イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。

」

「

ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。

イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、2分の1の額とする。

」

を

に、

「

ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。

イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。

」

「

ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。

イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。

」

を

に改

め、同表第8号中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第5号の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度が拡充されることに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る審査の標準手数料額が改定されることに伴い、当該事務に係る手数料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 9 号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

廿日市市印鑑条例（昭和４９年条例１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第４条第１項中「記載されている」を「記載がされている」に改める。

第６条中「印影のほか、」を「印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか」に改め、同条第３号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている場合に
あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合に
あつては、氏名及び当該通称）

第６条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合に
あつては、当該氏名の片仮名表記

第７条第１号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第７条第２号中「（外国人住民にあつては、氏名、通称又は片仮名表記）」を「、旧氏又は通称」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登

録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第13条第5号中「氏又は名」を「氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名」に改め、「氏若しくは名」を削り、「片仮名表記」を「氏名の片仮名表記を含む。」に改める。

第14条第2項中「第6号」を「第7号」に、「を記載する」を「の記載をする」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法施行令の一部が改正され、住民票へ旧氏の記載ができることとされたことに伴い、旧氏を表した印鑑を登録することができるようにするなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 0 号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和３７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「、城山墓苑、三軒屋墓苑」を削る。

別表第１城山墓苑の項及び三軒屋墓苑の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

地元管理組合で管理を行っている一部の市営墓地について、公の施設としての墓地を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 1 号

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響
調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成２７年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査
結果の縦覧等の手続に関する条例

第１条中「同条第９項」の次に「（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「において」の次に「読み替えて」を加え、「同条第１項に規定する」を「市長が実施した」に改め、「生活環境影響調査」という。）の次に「及び法第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した生活環境影響調査」を加え、「同条第２項に規定する」を削る。

第２条中「（以下「対象施設」という。）」を削り、「最終処分場」の次に「（法第９条の３の３第２項に規定する場合にあっては、当該焼却施設に限る。以下「施設」という。）」を加える。

第３条中「、意見書を提出する機会を付与し」を削り、「するとき」の次に「、又は受託者が法第９条の３の３第２項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするとき」を加える。

第４条第１項中「法第９条の３第２項の規定による」を削り、同条第２項中「法第９条の３第２項の規定による」を削り、「１月間」の次に「（法第９条の３の２第２項又は法第９条の３の３第２項に規定する場合にあっては、１か月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）」を加える。

第 5 条中「法第 9 条の 3 第 2 項の規定による」を削る。

第 6 条及び第 7 条中「対象施設」を「施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常災害により生じた廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続を簡素化するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 2 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 廿日市市災害弔慰金等支給審査会

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、廿日市市災害弔慰金等支給審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。
- 3 審査会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

個人情報保護審査会委員	1 回につき 11,000 円
-------------	--------------------

を

」

「

個人情報保護審査会委員	1 回につき 11,000 円
災害弔慰金等支給審査会委員	1 回につき 14,000 円

に改める。

」

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者等の収入等を調査できるようにするとともに、災害弔慰金等の支給に関する事項を審査するため廿日市市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 3 号

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成13年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

廿日市市総合健康福祉センターにおける高齢者及び障害者のデイサービス事業を行うデイサービスセンターとしての用途を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 4 号

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例及び廿日市市立幼稚園
保育料等徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例及び廿日市
市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

(子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第1条 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項」を「法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2号中「法第14条第1項（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

(廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第2条 廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(保育料)

第2条 幼稚園の保育料の額は、0円とする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料については、同法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額の限度において、これを徴収しないものとする。

第4条（見出しを含む。）中「利用者負担額又は」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（保育料等に関する経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例第 2 条及び第 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月分以後の保育料及び預かり保育料について適用し、施行日の属する月の前月分までの保育料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部が改正され、子育てのための施設等利用給付が創設されること及び幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、子ども・子育て支援法に基づく過料並びに廿日市市立宮島幼稚園の保育料及び預かり保育料に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 5 号

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例

廿日市市小規模下水道条例（昭和 5 2 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ふじタウン下水道の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の廿日市市小規模下水道条例（以下「旧小規模下水道条例」という。）の規定によりなされたふじタウン下水道に係る処分、手続その他の行為は、廿日市市下水道条例（平成 4 年条例第 2 0 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 旧小規模下水道条例の規定により市長に対し届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項（ふじタウン下水道に係るものに限る。）で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、廿日市市下水道条例の規定により市長に対して届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、同条例の規定を適用する。
- 4 施行日前に、旧小規模下水道条例第 6 条の規定により設置されたふじタウン下水道に係る排水設備は、廿日市市下水道条例の規定により設置された排水設備とみなす。
- 5 施行日前にしたふじタウン下水道に係る旧小規模下水道条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

ふじタウン下水道を廃止し、その処理区域を公共下水道の処理区域に編入するため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 6 号

廿日市市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

廿日市市上水道事業給水条例（昭和４２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「第５条」を「第６条」に改める。

第６条第４項中「第１項の規定による」を削り、「の指定その他」を「に関し」に改め、「について」を削る。

第３４条第１項第２号中「第６条第１項」を「指定給水装置工事事業者」に、「１万円」を「２万円」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき １件につき１万円

附 則

- 1 この条例は、令和元年１０月１日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申込みがなされた指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定について、5年ごとの更新制が導入されることなどに伴い、当該更新に係る手数料の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 77 号

廿日市市休日・夜間急患診療所条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和元年 9 月 10 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市休日・夜間急患診療所条例を廃止する条例

廿日市市休日・夜間急患診療所条例（平成１３年条例第２０号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の廿日市市休日・夜間急患診療所条例第１条に規定する診療所において診療を受けた者に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

廿日市市休日・夜間急患診療所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 1 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり街路畑口寺田線 4 工区橋梁^{りょう}上部工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 街路畑口寺田線 4 工区橋梁^{りょう}上部工事
- 2 工事場所 廿日市市佐方一丁目、城内二丁目及び城内三丁目地内
- 3 請負金額 3 1 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 広島市中区上八丁堀 7 番 1 号
佐藤鉄工株式会社広島営業所
所長 藤 山 賢 二

(提案理由)

街路畑口寺田線4工区橋梁^{りょう}上部工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 8 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）第 3 条の 4、廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 6 4 号）第 3 条の 4、廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 0 号）第 3 条の 4 及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 1 号）第 3 条の 4 の規定により、次のとおり廿日市市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市市営住宅及び共同施設

廿日市市定住促進住宅及び共同施設

廿日市市特定公共賃貸住宅

廿日市市福祉住宅

2 指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号

株式会社 第一ビルサービス

代表取締役 杉 川 聡

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者の指定期間が、令和２年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 8 3 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり高機能消防指令センター整備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 高機能消防指令センター整備工事
- 2 工事場所 廿日市市串戸一丁目 9 番 3 3 号外 9 箇所
- 3 請負金額 5 4 0 , 6 5 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 広島市西区小河内町二丁目 7 番 1 1 号
株式会社 協和エクシオ中国支店
執行役員支店長 藤 巻 英 司

(提案理由)

高機能消防指令センター整備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 西 本 タツ子

氏 名 原 いち代

氏 名 河 野 和 夫

氏 名 下 桶 博 美

（提案理由）

人権擁護委員西本タツ子、原いち代、山中攻治及び岡崎和生の任期が、令和元年１２月３１日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。